

多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！

令和6年度 ふくいの住まい支援事業



		要件（共通）
下記の住宅支援制度に共通してお願いしている事項		<ul style="list-style-type: none"> ● 契約前の申請であること ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと
支援メニュー	補助金額	要件（個別）
多世帯で新たに同居するために家をリフォームする （多世帯同居リフォーム支援事業）	対象工事費の3分の1 上限20万円 居住誘導区域 上限30万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 多世帯で新たに同居すること（同居開始から6か月を経過していない者を含む）（直系卑属の単独世帯（※1）は除く） ● 自らが居住する又はこれから居住する一戸建て住宅（※2）であること ● 工事完了後、10年以上居住する見込みであること ● 市内業者の請負によるリフォーム工事であること ほか ≪対象工事≫ <ul style="list-style-type: none"> ● 間取りの変更に関する工事（増築を含む） ● バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅等の拡張） ● 設備の改修工事（トイレ、キッチン、浴室、洗面所等の改修） ● 浄化槽の入れ替え工事
多世帯で新たに近居するために中古住宅を購入する （多世帯近居中古住宅取得支援事業）	20万円 居住誘導区域 30万円 省エネリフォーム加算 上限20万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一小学校区内で、多世帯で新たに近居すること（直系卑属の単独世帯は除く） ● 新たに中古（※3）の一戸建て住宅を取得し、10年以上居住する見込みであること ● 宅地建物取引業者が仲介、又は売り主となる住宅であること ● 売買契約により購入する中古住宅であること（相続、贈与による住宅取得、2親等以内の親族間の売買、個人間売買を除く） ほか ≪省エネリフォーム工事加算（市内業者の請負による工事）≫ 以下の工事に要する費用の1/3かつ上限20万円を加算 <ul style="list-style-type: none"> ● 開口部の断熱改修 ● 外壁、屋根、天井又は床の断熱改修 ● エコ住宅設備の設置
多世帯で新たに同居や近居するために引越しをする （多世帯同居近居住替支援事業）	引越し費用の3分の1 上限3万円 居住誘導区域 上限5万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 多世帯で新たに同居、または、同一小学校区内で、多世帯で新たに近居すること（直系卑属の単独世帯は除く） ● これから居住する一戸建て住宅であること（賃貸住宅は除く） ● 3年以上同居または近居する見込みであること ● ふくいの住まい支援事業の他の補助金を受けていないこと ● 市内業者の請負による引越し作業であること ● 引越し費用の総額が10万円（税抜）以上であること ほか

※1 直系卑属の単独世帯 …子や孫からなる、構成人数が1人の世帯のこと

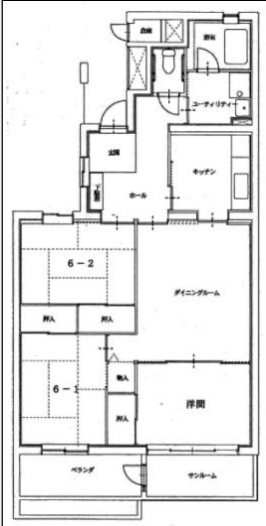

※2 一戸建て住宅 …併用住宅の場合、住宅部分の床面積が1/2以上であること

※3 中古住宅 …建設工事の完了の日から起算して1年を経過し、または居住の用に供されたことがある住宅

≪お問い合わせ先≫ 福井市 住宅政策課 0776-20-5571



多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！ 令和6年度 ふくいの住まい支援事業

		要件（共通）
下記の住宅支援制度に共通してお願いしている事項		<ul style="list-style-type: none"> ● 契約前の申請であること ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと
支援メニュー	補助金額	要件（個別）
旧耐震住宅を解体し 新築住宅を建てる (建替住宅 取得支援事業)	居住誘導区域に限る 30万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 新婚世帯（入籍後5年以内の夫婦を含む世帯）、子育て世帯（18歳未満の子を含む世帯）、U・Iターン世帯（※1）または被災者世帯（※2）であること ● 居住誘導区域（※3）で旧耐震住宅（※4）を除却し、新築住宅に建替えること ● 申請の年度内に除却工事を完了すること ● 申請の年度又は翌年度中に、新築住宅で居住を開始すること ● 取得後、10年以上居住する見込みであること ● 市内業者の請負による除却工事であること ● 申請の年度内に新築住宅に関する確認済証の交付を受けること ほか
市の特定公共賃貸住宅を借りて住む (U・Iターン世帯 特公賃貸 支援事業)	2.5万円/月 最大12か月間	<ul style="list-style-type: none"> ● U・Iターン世帯 であること ● U・Iターン世帯 は、県外から特定公共賃貸住宅に直接入居すること ● 特定公共賃貸住宅の入居基準を満たすこと （入居基準は、市営住宅課（電話番号：0776-20-5570）までお問い合わせください） ● 3年以上本市に居住する見込みであること ほか <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>福団地B棟 （福井市福新町 2007番地） ・3LDK、H8年築 ・月額6万4千円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>間取図（例）</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>新田塚団地C棟 （福井市新田塚2丁目72番3号） ・3DK、H6年築 ・月額5万8千円</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;">  </div>

- ※1 U・Iターン世帯 …県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯。（新規卒業者転勤等の転入を除く。）
- ※2 被災者世帯 …自然災害に起因する災害証明書（災害発生から2年を経過しないもの）の交付を受けた住宅に当時居住していた者を含む世帯。
- ※3 居住誘導区域 …別紙参照
- ※4 旧耐震住宅 …昭和56年5月31日までに着工又は建築された一戸建て住宅



「お問い合わせ先」 **福井市 住宅政策課 0776-20-5571**

多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！ 令和6年度 ふくいの住まい支援事業

		要件（共通）																																									
下記の住宅支援制度に共通してお願いしている事項		<ul style="list-style-type: none"> ● 契約前の申請であること ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと 																																									
支援メニュー	補助金額	要件（個別）																																									
空き家を 購入する <small>（空き家取得 支援事業）</small>	30万円 居住誘導区域 60万円 安心R加算 30万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 新婚世帯（入籍後5年以内の夫婦を含む世帯）、子育て世帯（18歳未満の子を含む世帯）、U・Iターン世帯（※1）または被災者世帯（※2）であること ● 取得後、10年以上居住する見込みであること ● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅であること ほか 																																									
空き家を リフォームする <small>（空き家リフォーム 支援事業）</small>	対象工事費の 5分の1 上限30万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所有者</th> <th>購入者</th> <th>賃借者</th> <th>《補助対象世帯》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td> ● 賃貸住宅の所有者 ● 購入者・賃借者（新婚、子育て、U・I、被災者） </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>● 対象工事費が20万円（税抜）以上であること</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>● 市内業者の請負によるリフォーム工事であること</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>● 工事完了後、10年以上利活用する見込みであること</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>● 1年以上居住者のいない一戸建て住宅であること</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>● 空き家情報バンクに登録済み、又は、今後登録する住宅であること</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>● 所有者又はその3親等以内の親族が過去に居住していた住宅であること</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅を、居住目的で購入・賃借し、24か月以内であること</td> </tr> <tr> <td colspan="3">《対象外の工事》</td> <td> ● 空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事、外構工事 ● 申請者が直接行う工事 ● エアコン、ガス炉、照明等の住宅設備機器類の設置工事 ● 太陽光発電設備の設置工事 ● カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事 ● 電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事 ● 障子、襖の張替え、畳の表替え等の軽微な修繕工事 など </td> </tr> </tbody> </table>	所有者	購入者	賃借者	《補助対象世帯》	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 賃貸住宅の所有者 ● 購入者・賃借者（ 新婚 、 子育て 、 U・I 、 被災者 ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 対象工事費が20万円（税抜）以上であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 市内業者の請負によるリフォーム工事であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 工事完了後、10年以上利活用する見込みであること	<input type="checkbox"/>	-	-	● 1年以上居住者のいない一戸建て住宅であること	<input type="checkbox"/>	-	-	● 空き家情報バンクに登録済み、又は、今後登録する住宅であること	<input type="checkbox"/>	-	-	● 所有者又はその3親等以内の親族が過去に居住していた住宅であること	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅を、居住目的で購入・賃借し、24か月以内であること	《対象外の工事》			● 空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事、外構工事 ● 申請者が直接行う工事 ● エアコン、ガス炉、照明等の住宅設備機器類の設置工事 ● 太陽光発電設備の設置工事 ● カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事 ● 電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事 ● 障子、襖の張替え、畳の表替え等の軽微な修繕工事 など	
所有者	購入者	賃借者	《補助対象世帯》																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 賃貸住宅の所有者 ● 購入者・賃借者（ 新婚 、 子育て 、 U・I 、 被災者 ）																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 対象工事費が20万円（税抜）以上であること																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 市内業者の請負によるリフォーム工事であること																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 工事完了後、10年以上利活用する見込みであること																																								
<input type="checkbox"/>	-	-	● 1年以上居住者のいない一戸建て住宅であること																																								
<input type="checkbox"/>	-	-	● 空き家情報バンクに登録済み、又は、今後登録する住宅であること																																								
<input type="checkbox"/>	-	-	● 所有者又はその3親等以内の親族が過去に居住していた住宅であること																																								
-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅を、居住目的で購入・賃借し、24か月以内であること																																								
《対象外の工事》			● 空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事、外構工事 ● 申請者が直接行う工事 ● エアコン、ガス炉、照明等の住宅設備機器類の設置工事 ● 太陽光発電設備の設置工事 ● カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事 ● 電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事 ● 障子、襖の張替え、畳の表替え等の軽微な修繕工事 など																																								
空き家を 借りて住む <small>（空き家家賃 支援事業）</small>	月額家賃の 3分の1 上限2.5万円/月 最大12か月間	<ul style="list-style-type: none"> ● 新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯 または 被災者世帯 であること ● U・Iターン世帯 は、県外から補助対象住宅に直接入居すること ● 申請から2か月以内に世帯全員が居住を開始すること ● 3年以上本市に居住する見込みであること ● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅であること ほか 																																									

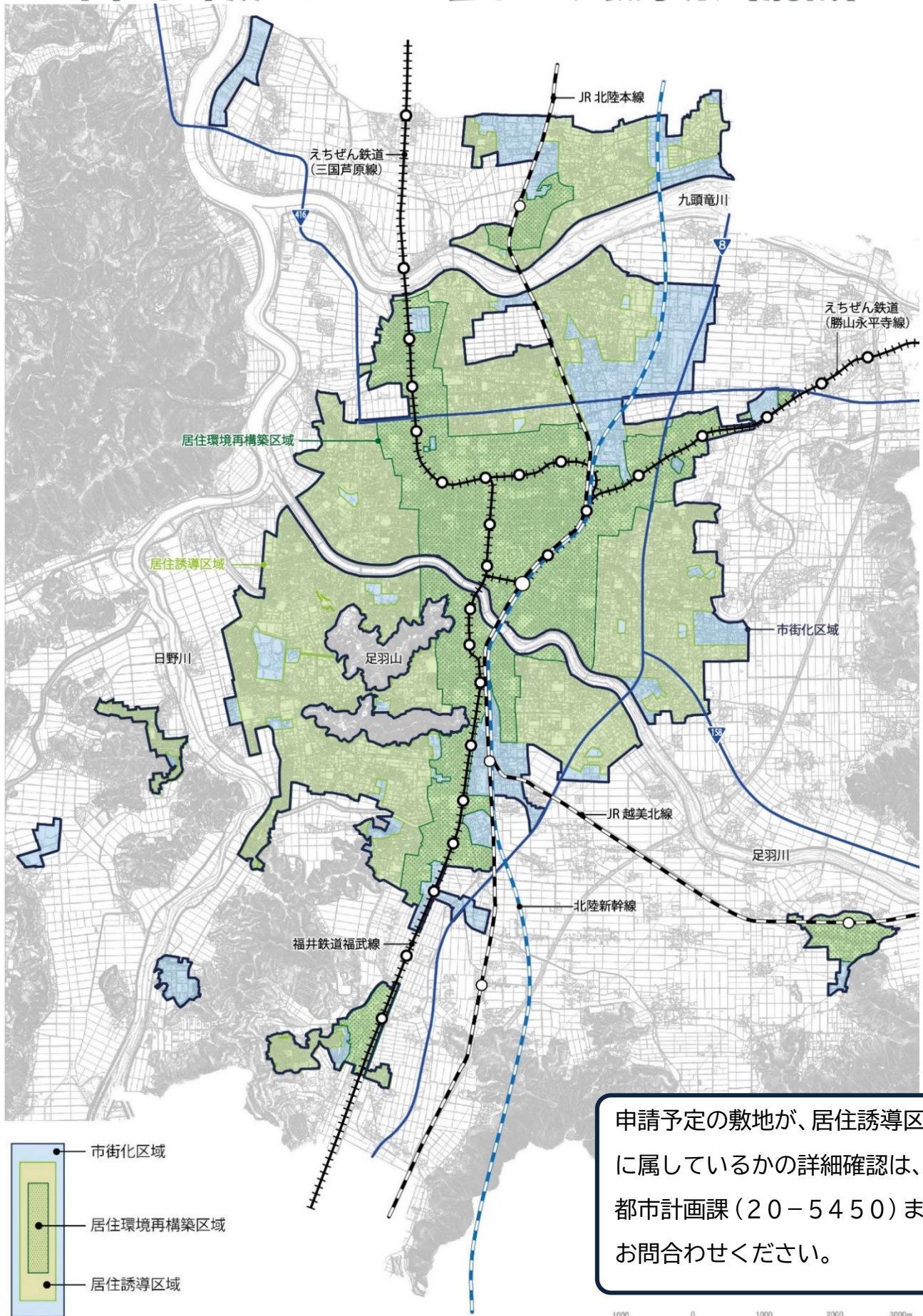
※1 U・Iターン世帯 …県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯。（新規卒業者、転勤等の転入を除く。）

※2 被災者世帯 …自然災害に起因する災害証明書（災害発生から2年を経過していないもの）の交付を受けた住宅に当時居住していた者を含む世帯



《お問い合わせ先》 福井市 住宅政策課 0776-20-5571

令和6年度 ふくいの住まい支援事業【別紙】



申請予定の敷地が、居住誘導区域に属しているかの詳細確認は、都市計画課（20-5450）までお問い合わせください。

「お問い合わせ先」 福井市 住宅政策課 0776-20-5571